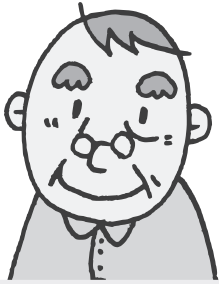


介護保険通信

介護保険関連の 税情報等

についてお知らせします



介護保険を利用して支払った費用の一部は医療費控除の対象になります

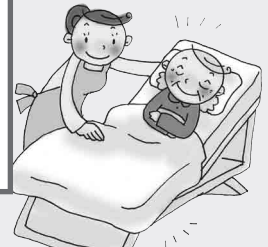
在宅サービスを利用している方

① 次のいずれかの医療系サービスを利用している

- 訪問看護、介護予防訪問看護
- 訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション
- 居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導
- 通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション
- 短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（一体型事業所で訪問看護を利用する場合に限る）
- 複合型サービス（上記の在宅サービスを含む組合せにより提供されるもの〈生活援助中心型の訪問介護の部分を除く〉に限る）

いいえ

医療費控除の
対象になりま
せん
※注



はい

② 上記①のサービスと併せて、次のいずれかの福祉系サービスを利用している

- 訪問介護（生活援助が中心である場合は除く）、介護予防訪問介護、夜間対応型訪問介護
- 訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護
- 通所介護、介護予防通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護
- 短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護
- 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（一体型事業所で訪問看護を利用しない場合及び連携型事業所に限る）
- 複合型サービス（上記の在宅サービスを含まない組合せにより提供されるもの〈生活援助中心型の訪問介護の部分を除く〉に限る）

はい

いいえ

①で利用しているサービスの「1割の自己負担」、
（介護予防）短期入所療養介護の利用による「滞在費・食費」、
（介護予防）通所リハビリの利用による「食費」
②で利用しているサービスの「1割の自己負担」が
医療費控除の対象です

①で利用しているサービスの「1割の自己負担」、
（介護予防）短期入所療養介護の利用による
「滞在費・食費」（介護予防）通所リハビリの利用に
よる「食費」が医療費控除の対象です



おむつ代の医療費控除について



おむつ代について医療費控除の対象となるのは、けがや病気等のため、**おおむね6か月以上寝たきり**であり、**医師の治療を受けていておむつの使用が認められること**の条件を満たす人が使用した場合です。

このおむつ代の控除を受けるには、①「支払いを証明する領収書等」と②「医師が発行したおむつ証明書」の両方が必要になります。

この控除を受けることが2年目以降の場合で、介護保険の要介護認定を受けている方については、②「医師が発行したおむつ証明」のかわりに「市が主治医意見書の内容を確認した書類（おむつ代医療費控除証明書）」でもよいとされています。

市が作成する証明書を希望される方は、市役所本庁並びに各支所担当課の窓口まで介護保険証をご準備のうえお出かけください。

※2年目以降であっても①「支払いを証明する領収書等」は必要です。申告時まで大切に保管してください。

〔H25年分についてはH26年1月から交付できます〕

施設サービスを利用している方

- | | | |
|------------------------------|----|---|
| ①特別養護老人ホーム(小規模特養を含む)に入所している | はい | 「1割の自己負担と部屋代及び食費」を合計した金額の1/2が医療費控除の対象です |
| ②介護老人保健施設または介護療養型医療施設に入所している | はい | 「1割の自己負担と部屋代及び食費」を合計した金額が医療費控除の対象です |

ご注意

※医療費控除を受けるためには、サービス事業者が発行する「医療費控除の対象となる金額」が記載された「居宅サービス等利用料領収証」、「指定介護老人福祉施設等利用料等領収証」などが必要です。

※高額介護サービス費による払い戻しを受けているときは、払い戻された金額を除いた額が医療費控除の対象になります。

※介護保険サービスを利用したときに、併せて支払っている「日常生活費」や「特別な部屋代」、「特別な食事代」などは医療費控除の対象にはなりません。

次のサービスは医療費控除の対象になりません。



- 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護 ※注)
 - 特定施設入所者生活介護、介護予防特定施設入所者生活介護、地域密着型特定施設入所者生活介護 ※注)
 - 福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与
 - 特定福祉用具購入、特定介護予防福祉用具購入
 - 住宅改修、介護予防住宅改修(ただし、固定資産税の減額を受けられる場合があります。詳細については資産税課(☎21-6820)へお問い合わせください。)
- ※注) 喀痰吸引及び経管栄養等を含む在宅サービスについては、自己負担額の10分の1が医療控除の対象となる場合があります。

証明書・認定書交付窓口、おたすね

- 高齢者福祉課 (介護保険のおたすね ☎21-6972
おむつ代医療費控除証明書交付窓口 ☎21-6971)
- 各支所健康福祉課、市民福祉課または市民サービス課

医療費控除に関するおたすね / ● 出雲税務署 (☎ 21-0440) ● 市民税課 (☎ 21-6770・21-6898)